

	れた資本金の額に相当する額	
第二十一条及び第二十二条第一項	業務及び特定事業促進円滑化業務	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する
第二十六条第一項	製造事業促進法第四十七条第一項	製造事業促進法第四十七条の規定により読み替えて適用する
	法第五十一条第四項	製造事業促進法第四十九条第五項
	法第四十九条第五項	製造事業促進法第四十九条第五項
第三十条第一項並びに第三十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項	製造事業促進法第五十九条第一項	製造事業促進法第五十九条第一項

(需要開拓支援法人としての指定を受けることができる法人)

第五条 法第十八条第一項の政令で定める法人は、株式会社とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年八月十六日）から施行する。